

各 位

支出負担行為担当官 中部環境局長

「令和８年度から令和１２年度までの中部環境局官用車賃貸借業務」について質問があったので、以下のとおり回答します。

令和８年１０月１日(質問９～１３追加)

質問事項		回答
1	納車期限はありますか。	納車期限は令和８年２月１日です。 ただし、昨今の車両出荷時期の遅延状況を踏まえ、期限内の納車が困難となる場合は、納車期限の延長について協議することは可能です。
2	納車期限に間に合わない場合は、同等車種の代車提供（受注者負担）でよろしいですか。提供する場合は、２月１日からそれとも納車期限からどちらからの提供でしょうか。	納車期限までに納車できない場合の対応については、別途協議することは可能です。現時点では、代車の提供又は使用できない日数に応じた契約額の日割減額を想定しています。
3	賃貸借契約は２月１日・代車提供日・または新車の登録日のどの日からが開始日になりますか。	賃貸借契約の開始日は、リース車両の引渡日となります。
4	代車は、同等車種のハイブリッド車でなくガソリン車、４WD でなく２WD でもよろしいですか。	代車が必要となる場合は、仕様及び提供条件について協議の上、対応することは可能です。
5	賃貸借期間満了後、再リースの予定はありますか。	現時点では未定ですが、賃貸借期間満了後に再リースを行う場合があります。
6	今回は、購入車両/リース車両の入替ですか、それとも増車ですか。入替の場合は現在加入されている自動車保険の証券の写しを提出頂けますか。（等級確認の為）	既存の購入車両からの入替となります。 なお、自動車保険（任意保険）には加入しておりません。
7	リコール時はお客様で販売店へご入庫頂けますか。	点検時と同様に、指定された場所へ入庫します。
8	リコール時の代車は契約に含めることができないことをご了承頂けますか。	ご認識のとおり、リコール時の代車は本契約に含まれません。

9	仕様書に賃貸借開始日は令和9年2月1日と記載ございましたので、車両登録(＝ナンバー取得)は令和9年2月1日に行う予定です。 ただ、車両登録後に付属品取り付けを行うため、車両登録日から約10日後のご納車になります。 2月1日から納車日までの間は代車が必要になりますでしょうか。	本業務における賃貸借開始日とは、当局へ納車し使用を開始する日と想定しております。 よって、車両の登録などの事前については賃貸借開始日までにご準備いただきたく存じます。 なお、車両登録(ナンバー取得)から本業務における賃貸借開始日までの期間に発生する料金分については、毎月の支払額に盛り込む等にてご対応ください。
10	賃貸借期間について 賃貸借期間は令和9年2月1日から令和13年3月31日までとの事ですが、自動車リース契約は車両登録(ナンバー取得)をもって契約開始となります。 通常、車両登録から実際の納車までには約4日から10日ほど日数が必要となります。その為、賃貸借期間開始(登録日)と納車日との差異は認めていただけるでしょうか？ 例) 車両登録:2027/02/01 納車日:2027/02/5～2027/02/12	【質問9】に回答するとおりです。
11	装備、付属品について アルミホイール以外メーカーオプション又はディーラーオプションを基本とすると記載がございますが、「基本とする」は絶対的な条件という意味合いでしょうか？ ディーラーオプションに無い場合や安価な為に非ディーラーオプションを選択する事への見解をお聞かせねがいます。	仕様書に記載している装備、付属品については納入しようとする車両のメーカー又はディーラーオプション品を基本としますが、その設定が無く、同等の性能を有する非メーカ・ディーラーオプションの代替品にて対応すること出来るものについては協議のうえ可能とします。
12	任意保険について フリートの設定無くノンフリートとの事ですが、今回の車両導入は増車でしょうかそれもと入替でしょうか？ ノンフリートの場合、入替車両がある場合はその車両等級(割引増)を引き継がなければいけない為、ご教示ねがいます。	既存の購入車両からの入替となります。 なお、既存車両においては自動車保険(任意保険)には加入しておりません。

	尚、入替がある場合はその車両の保険証券の写し等情報開示が必要となります。 また、保険会社や保険代理店の指定はございますか？	
13	契約書（案）について 第11条は動産総合保険についての記述ですが、自動車に動産総合保険は付帯できない為に当条項は削除でよろしいでしょうか？	第11条については、動産総合保険の記述となっておりますが、条項自体は保険加入義務とその費用負担を相手方に求める趣旨となります。 そのため、削除は行わず「自動車保険（対人・対物賠償保険及び車両保険を含む。）」に読み替えて運用いたします。

以上